

神奈川県特別支援教育のあり方に関する検討会 中間まとめ
平成31年3月

はじめに 検討会設置の背景と目的

神奈川県では、支援教育の理念のもと、共生社会の実現に向け、すべての子どもができるだけ同じ場で共に学び、共に育つことを基本的な考え方として、インクルーシブ教育の推進に取り組んでいる。

小・中学校では、平成27年度から茅ヶ崎市など3市1町7校^{※1}で、すべての子どもが、できるだけ通常の学級で学びながら必要な時間に適切な指導を受けることができる仕組みである「みんなの教室」モデル事業を展開している。

県立高等学校では、知的障がいのある生徒に高校教育を受ける機会を拡大するため、県立高校改革実施計画（I期）に基づいて、インクルーシブ教育実践推進校のパイロット校として県立高校3校^{※2}を指定した。平成29年4月から指定した3校で、72名の知的障がいのある生徒が入学し、共に学校生活を送っている。また、学校教育法施行規則の改正（平成30年施行）により、通級による指導を導入することができるようになったことを受け、多様な教育的ニーズに対応するため、県立高校改革実施計画（I期）を一部改正し、県立高等学校3校^{※3}において平成30年度から通級による指導を開始した。

一方、特別支援学校においては、特別支援学校で学ぶことが必要な幼児・児童・生徒が増加していることに対応するため、「新まなびや計画」に基づき、新校の整備などに計画的に取り組んでいる。

また、医療的ケアが必要な児童・生徒の増加と、教員が対応することが難しい高度な医療的ケアを必要とする児童・生徒が増えていることに対応するために、看護師を増員するなどして支援体制を整えているところである。

さらに、特別支援学校は、地域の小・中学校及び高等学校における特別支援教育の充実のため、センター的機能として、教育相談の実施や研修会の開催などに取り組んでいる。

こうした状況を踏まえ、インクルーシブ教育を推進していく中で、今後の特別支援教育のあり方についての具体的な検討を行うことが必要と考え、この検討会を立ち上げた。

本検討会では、今後の特別支援教育のあり方について、現状と課題について検討を行ってきたところであり、現時点までの検討状況を「中間まとめ」として、以下のようにとりまとめた。

本検討会では、引き続き、「特別支援学校の整備」、「医療的ケア」、「特別支援教育における県と市町村の役割分担」などについて整理し最終報告の取りまとめに向けて、検討を進める。

※1 茅ヶ崎市1校、寒川町1校、厚木市2校、南足柄市3校

※2 県立茅ヶ崎高等学校、県立厚木西高等学校、県立足柄高等学校

※3 県立生田東高等学校、県立保土ヶ谷高等学校、県立綾瀬西高等学校

1 神奈川県の特特別支援教育を取り巻く状況

(1) 特別支援教育を必要とする児童・生徒の増加

平成 19 年度学校教育法の一部改正により、それまで障がいのある児童・生徒の教育を「特殊教育」としてきたことを見直し、「特別支援教育」としたことや「盲・聾・養護学校」を「特別支援学校」とし、さらに特別支援教育の対象を拡大した。このことにより、特別支援教育の場が、特別支援学校や特別支援学級、通級による指導の場だけでなく、通常の学級も含まれることとなった。

文部科学省が平成 24 年に実施した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」では、公立の小・中学校の通常の学級においては、学習面又は行動面において著しい困難を示す児童・生徒が 6.5%（推定値）程度の割合で在籍していることが明らかになった。また、これらの児童・生徒以外にも、何らかの困難を示していると教員が捉えている児童・生徒がいることも示唆されている。

神奈川県では、通級による指導を受けている児童・生徒数が、平成 19 年度から 10 年間で小学校では、1.8 倍、中学校では、5.8 倍に増加している。特に、自閉症・情緒障害については、小学校では 2.4 倍、中学校では 5.4 倍となり、学習障害・注意欠陥多動性障害については、小学校では 6.1 倍、中学校では 24.0 倍と増加が顕著である。

通級による指導は、各教科等の指導は通常の学級で行いながら、障がいに応じた特別な指導を特別な場で行う教育形態であることから、通級による指導を受けている児童・生徒の増加は、通常の学級に在籍する特別な教育的支援が必要な児童・生徒の増加を表しているとも言える。

また、特別支援学級に在籍する児童・生徒数は、平成 19 年度から 10 年間で小学校では、1.9 倍、中学校では、1.8 倍に増加している。障害種別では、小学校では、自閉症・情緒障害が 1.8 倍、知的障害が 2.2 倍で、中学校では、自閉症・情緒障害が、1.9 倍、知的障害が 1.7 倍に増加している。

特別支援学校の児童・生徒数は、平成 19 年度からの 10 年間で小学部は 1.03 倍、中学部は 1.07 倍と微増の中、高等部は 1.61 倍に増加している。障害種別では、視覚障害、聴覚障害が減少、病弱・虚弱が横ばい、肢体不自由と知的障害が増加傾向（肢体不自由 1.2 倍、知的障害 1.4 倍）にある。特に、高等部知的障害教育部門の児童・生徒数が増加している。

(2) 障がいの重度・重複化、多様化

小・中学校及び高等学校においては、特別支援教育を必要とする児童・生徒の増加に伴い、発達障害や医療的ケアが必要な児童・生徒等の教育的ニーズも多様化してきている。

特別支援学校においては、強度行動障害の児童・生徒等障がいの程度が重い児童・生徒への指導から、高等部知的障害教育部門では、中学校特別支援学級からの進学も多く、比較的障がいの軽い生徒への指導など多岐に渡っている。

また、医療的ケアが必要な児童・生徒は、知的障害教育部門等にも在籍するほか、特に特別支援学校肢体不自由教育部門では、人工呼吸器等の高度な医療的ケアを必要とする児童・生徒が増加している。

2 神奈川県これまでの取組み

(1) インクルーシブ教育推進に向けた取組み

神奈川県では、昭和 59 年に、「総合福祉政策の推進のために」（神奈川県総合福祉政策委員会総合政策部会）の提言を受け、障がいのある子どもたちの教育の進むべき方向性を「共に学び共に育つ教育」と定め、平成 14 年から、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに対応していくことを学校教育の根幹として取り組む「支援教育」を推進してきた。

平成 19 年には、明日の神奈川を担う人づくりを進めるために、神奈川県の教育の総合的な指針となる「かながわ教育ビジョン」を策定し、共に育ち合うことで「インクルージョン教育」を目指すことを明記した。さらに平成 27 年 10 月の一部改正において、「インクルーシブ教育の推進」と改め、神奈川県の考え方を示してきた。

「支援教育」の理念が広まり、小・中学校では、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズへの気づきが生まれ、教育相談コーディネーターの指名やケース会議の開催等、チームで支援する体制の整備が進んできた。

特別支援学校においては、在籍する児童・生徒の専門的な指導に加え、地域の学校等の要請に応じた相談や研修会など支援を行うためセンター的機能の充実を図ってきた。

一方で、個別の教育的ニーズに対応しながら、共に学ぶことへの取組みが十分とはいえない状況があり、神奈川県では、すべての子どもができるだけ「地域の学校で」、「通常の学級で」、「高校で」と共に学び共に育つ仕組みづくりに取り組んでいる。

ア 小・中学校

小・中学校では、平成 27 年度から茅ヶ崎市、平成 28 年度から厚木市、南足柄市、寒川町の 3 市 1 町 7 校で、すべての子どもができるだけ通常の学級で共に学びながら、必要な時間に適切な指導を受けることができる仕組みである「みんなの教室」モデル事業を展開している。

イ 高等学校

県立高等学校では、知的障がいのある生徒が、高校教育を受ける機会の拡大として、平成 28 年度に、インクルーシブ教育実践推進校のパイロット校を 3 校指定し、平成 29 年度から連携募集により生徒が入学している。平成 29 年度には 31 名、平成 30 年度には 41 名の知的障がいのある生徒が入学し、共に高校生活を送っている。県立高校改革実施計画（Ⅱ期）において、新たにインクルーシブ教育実践推進校を 11 校指定し、平成 32 年度から特別募集により知的障がいの生徒が入学する予定である。パイロット校では、チーム・ティーチング、小集団による指導、個別指導といった多様な形態による指導を行い、すべての生徒が共に学び、工夫された授業の中、相互に理解を深める教育に取り組んでいる。

また、平成 29 年度に通級指導の導入校を 3 校指定し、平成 30 年度から通級による指導を開始している。さらに、平成 30 年度に他校通級指導の導入校を 1 校*指定し、平成 32 年度から他校通級による指導を開始する予定である。

ウ 特別支援学校

特別支援学校の児童・生徒が、自分の住んでいる地域の小・中学生と交流及び共同学習を行う「居住地交流」について、具体的な手順や留意事項などを示したガイドラインを作成している。

平成 29 年度には、より継続的な実施ができるようガイドラインを改訂した。

また、特別支援学校の児童・生徒が居住地の小・中学校に、いわゆる「副次的な籍」を置くという仕組みを設け、地域とのつながりを維持・継続している事例もある。

*県立横浜修悠館高等学校

(2) 特別支援教育のセンター的機能の充実

県立特別支援学校は、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）、心理職などの専門職を教員として配置しており、専門的な見地から、障がいの状態や発達段階に応じた、きめ細やかな支援を行うなど、特別支援教育における地域のセンター的機能を担っている。

具体的には、地域の学校や保護者の教育相談に応じるとともに、各種の研修や市町村が独自に設置している相談支援チームに特別支援学校の教員も加わり、小・中学校等の具体的な事例に対応している。

(3) 教育相談コーディネーターの配置

各学校では、支援を必要とする幼児・児童・生徒に対し、本人・学級担任・保護者のニーズの把握、ケース会議の運営、関係機関との連絡・調整を行う教育相談コーディネーターを指名している。

なお、県教育委員会は、小・中学校の教育相談コーディネーターが、学習面や生活面での特別な配慮を必要とする児童・生徒に対して適切な教育支援を行うことができるよう、非常勤講師を配置している。

(4) 個別の支援計画の推進

神奈川県において、特別支援学校では、平成 17 年度から「個別の支援計画」としてライフステージに沿った所属機関の縦の連携をつなぐ「支援シートⅠ」と、教育、医療、福祉、労働等諸機関の横の連携をつなぐ「支援シートⅡ」を導入した。

小・中学校では、平成 18 年度から特別支援学級在籍又は通級による指導を受ける児童・生徒、平成 19 年度から通常の学級に在籍する支援が必要な児童・生徒に対して導入した。

(5) 就学相談・指導

平成 25 年 9 月に「学校教育法施行令の一部を改正する政令」が施行され、障がいのある児童・生徒は特別支援学校への就学を原則としていた仕組みを、市町村教育委員会が児童・生徒の障がいの状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みへ改められた。これを受け、神奈川県では、平成 28 年 4 月に就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援について助言を行うよう、県教育委員会に設置されていた「就学指導委員会」を「教育支援委員会」に変更した。

(6) 医療的ケアへの対応

県立特別支援学校において、平成 30 年度時点で、医療的ケアが必要な児童・生徒は 237 人在籍しており、平成 19 年度の 129 人から大幅に増加している。こうした児童・生徒を支援するため、平成 15 年度から「医療ケア等支援事業」を開始し、平成 30 年度には常勤看護師 29 名、非常勤看護師 15 名、計 44 名の看護師が 16 校に配置されている。また教員が「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づく研修を受け、医療的ケアを実施している。しかし、近年、教員が対応することが難しい、高度な医療的ケアを必要とする児童・生徒が増えており、こうした児童・生徒への対応や、看護師が高度な医療技術・機器についての知識等を身につけていくことが課題となっている。

このため、県教育委員会では、看護師の増員を図るとともに、平成 29 年度から、医師、看護師、担当教諭等からなるワーキンググループを設置し、県立特別支援学校における医療支援体制の充実に向け、検討を行っているところである。

県立特別支援学校では、小・中学校に通う医療的ケアが必要な児童・生徒への支援を行うため、現在、こうした児童・生徒への支援方法について、個別・具体的な調整を行っている。今後も高度化・複雑化する医療的ケアへの対応とともに、小・中学校に通う医療的ケアが必要な児童・生徒支援の仕組みづくりについて継続した検討を行っている。

(7) 特別支援学校の整備

県教育委員会では、「新まなびや計画」に基づき、新校の整備などに取り組んでいる。平成 32 年 4 月には、県立中里学園跡地に「横浜北部方面特別支援学校(仮称)」が、開校予定である。平成 33 年 4 月には、湯河原町から、旧湯河原中学校の跡地の一部を県が無償で借り受け、小田原養護学校湯河原・真鶴方面分教室(仮称)を開設予定である。

また、地域的な課題を解決する方法として、秦野市に在住する障がいのある児童・生徒の通学負担解消に向け、平成 28 年 4 月には、秦野市立末広小学校の校舎の一部を県が無償で借り受け、秦野養護学校の知的障害教育部門の小・中学部(末広校舎)を設置した。平成 31 年 4 月には、秦野養護学校本校舎内に、知的障害教育部門の高等部校舎を増築し、肢体不自由教育部門を新たに設置する。

各特別支援学校では、自校の教育課程を踏まえて、ライフステージと地域生活を考慮した教育活動全般にわたる個別教育計画を作成し、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導の充実に努めてきた。

また、切れ目ない就労支援として、社会自立支援員を、県内 5 つのブロックの、拠点となる特別支援学校 7 校に 1 名ずつ配置し、職場体

験先企業や就労先企業の開拓、卒業後就労した生徒の職場定着支援などを、企業や関係機関及び学校が連携して行うよう努めている。

3 神奈川県の特例支援教育における課題

【縦のつながり】

(1) 就学相談

(意見の概要)

市町村教育委員会では、インクルーシブ教育を進める方向で、丁寧な就学相談・指導を行っている。しかし、より専門性の高い特別支援学校を希望する保護者もいるため、合意形成を図ることが困難な事例もある。

特別支援学校で学習を積み重ねて、地域の小・中学校に転学するなど、就学時に決定した「学びの場」は固定したものでなく、児童・生徒の実態等の変化に応じて検討していく必要があり、継続した就学相談が必要である。

文部科学省が示す就学相談の仕組みの理念をベースに神奈川県としてどう適切な就学相談を行うか検討する必要がある。

(2) 進路指導

(意見の概要)

平成28年度3月に卒業した中学校特別支援学級生徒の進路状況は、全国では、高等学校等（高等学校全日制、定時制、通信制や高等専門学校等）への進学率が35.7%、特別支援学校高等部への進学率が58.5%であった。神奈川県では、高等学校等の進学率は21.4%、特別支援学校高等部への進学率は74.5%であり、全国では、3割以上が高等学校等へ進学する中、神奈川県では2割の進学に留まっている。

インクルーシブ教育実践推進校等、特別支援教育を必要とする生徒の進学先の選択肢が増えたことについて、さらに理解を得られるよう取り組む必要がある。

また、将来の就労等を見据えて、特別支援学校高等部への進学を希望する保護者も多い。

小学校、中学校、高等学校の各段階で、進学先についての適切な情報提供を行うとともに、本人の希望などを聞き取りながら、本人と保護者が望ましい進路先を選択できるよう、進路相談・指導を進める必要がある。

高等学校においては、インクルーシブ教育実践推進校の卒業後の進

路に向け、障がいのある生徒の進路指導について、特別支援学校におけるこれまでの取組みを活用するなどして、体制を構築していく必要がある。

【横のつながり】

(3) 校内支援体制

ア 小・中学校

(意見の概要)

通常の学級、通級による指導、特別支援学級といった連続性のある多様な学びの場のつながりを持ち、また、交流及び共同学習が継続した取組みとなるよう進めることが必要である。

そのためには、校内の共通理解のもとで、教育課程を編成し時間割りを調整することや、個別の支援計画や個別教育計画の活用などの工夫がさらに必要になる。

イ 高等学校

(意見の概要)

インクルーシブ教育実践推進校は、現在、パイロット校3校で実施され、県立高校改革実施計画(Ⅱ期)において、新たに11校^{※1}が指定された。また、通級による指導が平成30年度から3校でスタートし、平成32年度には他校通級指導の取組み^{※2}も実施予定である。こうした取組みはスタートしたばかりであり、今後、特別支援学校等と連携して、個々の生徒の実態に応じた指導・支援をさらに充実させていくことが必要となっている。

また、インクルーシブ教育実践推進校や通級指導導入校だけでなく、どの学校においても必要な指導や支援ができる校内の支援体制の整備の充実が求められる。

ウ 授業改善

(意見の概要)

すべての子どもたちにとって分かる授業づくりを行っていく必要がある。

※1 県立川崎北高等学校、県立城郷高等学校、県立霧が丘高等学校、県立上矢部高等学校、県立津久井浜高等学校、県立湘南台高等学校、県立二宮高等学校、県立伊勢原高等学校、県立綾瀬高等学校、県立上鶴間高等学校、県立橋本高等学校

※2 県立横浜修悠館高等学校

そのためには、一人ひとりの学びやすさや分かり方に合わせた授業づくりの視点を持ち、学校全体で授業改善に取り組んでいく必要がある。

(4) 特別支援教育のセンター的機能

(意見の概要)

小・中学校における特別支援学校のセンター的機能の活用については、市町村ごとに理解も進み、仕組みも構築されているところだが、今後、インクルーシブ教育推進に向けた特別支援教育をさらに充実するためには、改めて必要な課題を整理する必要がある。

高等学校においては、小・中学校に比べて特別支援学校の教育相談の活用件数が少なく、主な相談内容は個々のケースへの対応であり、センター的機能を活用した校内の支援体制の構築が望まれる。

また、障がいのある児童・生徒の指導を行う際には、障がいの状態を踏まえ、生徒の全体像を捉えて支援を考えていくことが必要であるが、こうした視点が十分とは言えない。特別支援学校で培われてきた支援方法等を積極的に活用していくことが必要である。

特別支援学校の高等部知的障害教育部門においては、生徒指導等が必要な生徒の指導・支援については、これまでの特別支援学校が蓄積してきた指導方法では対応が不十分な状況があり、進路指導も含め、高等学校との連携などを積極的に図っていくことが必要である。

(5) 地域とのつながり・交流及び共同学習

(意見の概要)

すべての子どもたちは地域の中で育つことが大切であることの再認識や児童・生徒同士が相互理解を育むための交流及び共同学習の継続的な取り組みを支える仕組み自体の検討が必要である。

居住地校との交流及び共同学習（居住地交流）では、年度が替わる際に特別支援学校の児童・生徒の情報が交流先の学校で十分に引き継がれず、継続的な取り組みが難しいという課題があった。そのことを受け、平成 29 年度に居住地交流ガイドラインの一部修正を行ったところであり、引き続き居住地の小・中学校の児童・生徒との相互理解の促進を図っていくことが必要である。

その際には、現在導入を進めているコミュニティ・スクールの機能の十分な活用を検討していくことが望まれる。

また、居住地交流の実施にあたっては、引率体制や保護者の負担を考慮する必要がある。

(6) 医療的ケア

ア 小・中学校における医療的ケアへの対応

(意見の概要)

小・中学校に在籍する、医療的ケアが必要な児童・生徒数は、少しずつ増加している状況にあり、小・中学校における医療的ケアへの支援体制の整備を進めていくことが必要である。整備の状況は、各市町村により差異があり、看護師の確保や支援体制整備を市町村だけで進めていくことは難しい地域もある。

県教育委員会では、小・中学校における医療的ケアの支援体制の整備を進めるため、平成 30 年度から県立特別支援学校の看護師を依頼のあった市町村の小・中学校にセンター的機能として派遣する取組みを始めたところである。今後は、こうした取組みの成果や課題を全県的に共有し、各市町村における仕組みの構築に活かしていくことが望まれる。

イ 特別支援学校における医療的ケアへの対応

(意見の概要)

特別支援学校においては、高度な医療的ケアへの対応についての支援体制整備を充実させていくことが急務である。

こうしたことに対応するために、県教育委員会では、県立特別支援学校へ看護師を配置し計画的に増員を図っているところである。

授業場面においては、教科等の授業を行うに当たり、多様化する医療的ケアへの対応や人工呼吸器等高度な医療的ケアへの対応などこれまで以上に医療的ケアを行いつつ、安全管理に対して細心の注意を払う必要がある。

そのためには、看護師の適切なケアとともに、担当教員等による常時のきめ細やかな健康状態の把握や対応が必要となり、このような対応が必要な児童・生徒が複数在籍するクラスでは、指導体制の調整に苦慮している現実がある。

安心・安全な支援体制整備という上では、看護師や担当教員の適切な配置が必要である。また、高度な医療的ケアへの対応として、人数を増やすだけでなく、諸条件を整えていく必要がある。

県教育委員会では、平成 29 年度に医療的ケアに関するワーキングを立ち上げ、2年間の検討を行ってきたところであり、その成果として県立特別支援学校における人工呼吸器の対応に関するガイドラインをまとめ、その確実な実施が求められている。

ウ 医療や福祉との連携

(意見の概要)

医療的ケアが必要な児童・生徒の通学支援や保護者の付き添いへの支援等、教育だけで取り組むことは厳しい面もあり、幅広く医療及び福祉との連携を図っていく必要がある。

(7) 県と市町村の役割分担と連携

(意見の概要)

本県は、政令市3市とその他の市町村とがあり、人口や財源等、地域により差異があり、各自治体では状況に応じて通級指導教室や特別支援学級の設置、支援体制等の整備を進めてきた。

特別支援学校の設置については、県と政令市が現状を鑑みながらニーズを踏まえて取り組み、学区の調整等、必要な情報を共有しながら実施してきた。しかし、現状では県と政令市、市町村との情報共有の現状や、どのような役割分担をしながら整備等を進めているのかが明確になっていない状況がある。

また、教員の専門性の向上等、共通して取り組まなければいけない課題の共有が十分とは言えず、教員の専門性の向上や医療的ケアの支援体制整備等について、相互に活用しながら取組める仕組みづくりの検討も必要と考える。

【学びの環境】

(8) 教育環境の整備

ア 小・中学校・高等学校

(意見の概要)

多様な学びの場の整備により地域で学ぶ取組みが進む中で、特別支援学級に在籍する児童・生徒数の増加に伴い、個に応じた指導の充実を図るための学習環境の整備が必要である。また、教室数の確保が必要な地域もあり、通常の学級に在籍する児童・生徒と交流ができる配置も望まれる。

教員配置については、これまで義務標準法の教員定数に基づく教員配置や加配をしているが、特別支援学級の児童・生徒が交流及び共同学習を行う際の指導体制の調整に苦慮している現実がある。

また、通級による指導では、専門性のある教員の複数配置が難しい現状にある。

さらに、通常の学級には、発達障害等の児童・生徒が増加しており、これらの児童・生徒が必要な指導や支援を受けられる教員等の配置が望まれる。

高等学校においては、インクルーシブ教育実践推進校パイロット校3校に加え、新たに11校指定されたことから、より一層の学習環境の整備が必要である。また、通級による指導が始まり、発達障がい等のある生徒のグループ指導・個別指導を行うための教材等を整備している。学ぶ場を問わず必要な支援を受けられるよう、今後も必要な教材等の整備を図っていく必要がある。

イ 特別支援学校

(意見の概要)

児童・生徒数の増加に伴う教室の狭隘化等、過大規模化への対応として、これまで新設校の設置や校舎の増築、部門の併置等、「新まなびや計画」の中で整備を進めてきたが、今後の児童・生徒数の推移等を踏まえた中で、地域的な課題にも対応しながら、整備を行う必要がある。

児童・生徒数は、特に、横浜市鶴見区、港北区、川崎市幸区、中原区での増加が顕著であり、今後も一定の増加が見込まれることからその対応について検討が必要である。

また、高等部知的障害教育部門の学びの場として、平成16年度からは県立高等学校に特別支援学校の分教室を設置し、現在20校の分教室を設置しているが、インクルーシブ教育実践推進校の指定に伴い、分教室のあり方についても併せて考えていく必要がある。

既存の校舎については、老朽化が進んでいる状況であり、現在も対策を講じているが、引き続き計画的に行っていく必要がある。

さらに、障がいの重度・重複化、多様化する児童・生徒の実態に応じた施設・設備面の対応が必要である。

特に、自立と社会参加に向けてこれからの時代に合った職業教育の充実を図るための作業学習等の内容の充実と施設・設備の充実が必要である。

(9) 教員の専門性の向上と育成

(意見の概要)

小・中学校の通常の学級や高等学校に在籍する障がいのある児童・生徒等への対応を含め、すべての教員が特別支援教育の基本的な知識を理解することがより一層求められる。

特別支援学級では、特別支援教育を初めて担当する教員も多くいることから、研修の充実も必要である。

また、小・中学校における医療的ケアの支援体制を整備していく上では、看護師の配置や教員の研修等の実施を進める必要がある。

教育相談コーディネーターは、様々な関係機関の役割を見極め、適切な相談相手につなげながら有効な支援につなげていくことが必要であり、そのための専門性の向上がより一層求められる。

一方で、研修の機会と時間の確保が難しい現状がある。

また、教員の研修のすべてを校内研修や総合教育センター等の研修で行うのは難しく、大学等外部機関のより一層の活用が望まれる。

4 今後の検討の方向性

(1) 神奈川県をめざす特別支援教育の基本的な考え方の整理

神奈川県では、インクルーシブ教育の推進に向け、相互理解を大切にしながらすべての子どもができるだけ「地域の学校で」、「通常の学級で」、「高校で」と共に学び共に育つ仕組みづくりに取り組むとともに、各学びの場の教育環境や指導の充実に努めてきた。

今後は、小学校から高等学校、特別支援学校の各段階におけるすべての学びの場において、神奈川がめざすインクルーシブ教育の推進のためのそれぞれの学びの場の役割や整備のめざすべき方向性を明確にし、県と市町村、地域で共有して取り組んでいく必要がある。

児童・生徒の学ぶ場の決定にあたっては、就学相談・指導の中で、本人、保護者のニーズを踏まえながら関係者間で丁寧な相談を積み重ねる中で決定している状況であるが、今後は特別支援学校から地域の小・中学校へ、また、地域の小・中学校から特別支援学校へなど、連続した多様な学びの場の中で柔軟に教育的ニーズに対応していくことも必要である。

また、子どもたちが相互理解を図り、地域とつながりを深めていくためには、交流及び共同学習のより一層の充実が必要である。

居住地校との交流及び共同学習（居住地交流）では、年度が替わる際に特別支援学校の児童・生徒の情報が交流先の学校で十分に引き継がれず、継続的な取組みが難しいという課題があったことから、平成29年度に居住地交流ガイドラインの一部改訂を行った。今後は、事業の評価を継続的に行いながら、地域とつながりをもち、居住地の小・中学校の児童・生徒との相互理解の促進を図っていくことが必要である。その際には、特別支援学校におけるコミュニティ・スクールの機能を活用していくことも必要である。

さらに、今後のインクルーシブ教育・特別支援教育の充実のためには、教育・医療・福祉・労働等、様々な教育的ニーズのある子どもたちを支える関係部局や関係機関が連携し、情報共有を図りながら、必要な支援が各段階で適切に行われるよう切れ目ない支援体制を構築していくことが必要である。

(2) 特別支援学校の整備について

特別支援学校に在籍する児童・生徒の増加に伴う対応は一定程度行ってきたが、今後も地域的な課題や児童・生徒数の推移を勘案し、その対応について検討する必要がある。また、その際には、県立特別支

援学校 28 校がそれぞれ地域の中でどの様な役割を期待されているのか、さらに県立特別支援学校が設置されていない地域における支援教育などの実情を詳細に検証していく必要がある。

そして、特別支援学校の整備は、単に児童・生徒の入学枠の拡大や通学負担といった視点だけでなく、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育のより一層の推進に向け、地域とのつながりを考慮していくことが重要になる。特別支援学校ができたことがどう地域に反映され、特別支援学校において、地域のどのような資源が使える、それが児童・生徒にとってどのようなメリットになるかを検討していく必要がある。

また、現在、学校の設置については、県と市町村がそれぞれ進めており、一律に整備しにくい状況があるが、より一層連携した整備のあり方が必要であり、県と市町村が協力し合い、地域とのつながりを考慮して整備していくことが重要である。

既存の施設も老朽化や、教育的ニーズに応じた学習環境の充実などを図るための環境整備が必要である。

インクルーシブ教育実践推進校の拡大に伴い、特別支援学校の分教室のあり方についても併せて検討していく必要がある。

さらに、特別支援学校は地域の特別支援教育のセンター的機能を果たすことが必要であることから、小・中・高等学校との連携を図り、各学校が求めるニーズに応じた支援を図るための具体的な取組みについて検討していく必要がある。

(3) 医療的ケアのあり方について

本県では、医療的ケアへの対応として、県立特別支援学校へ看護師を配置し対応を行い、医療的ケアに対応する担当教員の養成を行ってきたが、医療的ケア児の増加と重度化・複雑化に伴い、看護師の配置数は全国の配置状況と比較しても厳しい状況がある。これらの状況を踏まえて、日常の対応だけでなく、行事等の対応も考慮した看護師の配置数についての検討が必要である。さらに、重度化・複雑化する医療的ケアの必要な児童・生徒の教育的ニーズに適切に対応していくためには、わずかな表出や変化を見落とさず、指導・支援していく教員のきめ細やかな対応が必要であり、必要な指導や支援を受けられる安心・安全な医療的ケアの支援体制整備を早急に行う必要がある。

地域の小・中学校に在籍する、医療的ケアが必要な児童・生徒の支援体制の整備に向けて、平成 30 年度から県立特別支援学校の看護師が市町村の小・中学校にセンター的機能として派遣する取組みを進めている。今後は、取組みの成果や課題を全県的に共有し、各市町村における仕組みの構築に活かしていくことが望まれる。

今後の医療的ケアの対応については、医療と福祉との連携が必要で

ある。現在、地域で取り組まれている事業などに関連付けや活用を図りながらよりよい体制を検討していくことが必要である。

(4) 特別支援教育における県と市町村の役割分担のあり方について

本県は、政令市3市とその他の市町村とがあり、人口や財源等、地域により差異があり、各自治体では状況に応じて通級指導教室や特別支援学級の設置、支援体制等の整備を進めてきたが、地域や自治体毎でサービスが異なる状況が生じやすい。

各自治体により実情に合わせた取り組みが必要である一方で、県教育委員会としては、本県のどこに住んでいても特別支援教育に関する必要な支援が受けられるよう取り組んでいく必要がある。

神奈川のめざす特別支援教育の基本的な考え方の実現のために各学びの場の教育指導の充実や教育環境の整備、就学相談・指導の充実、交流及び共同学習の充実、切れ目ない支援体制の構築について、これまでの県や市町村の連携や役割分担について振り返り、課題を再整理するとともに、現状の取り組みのよさや資源等を活用しながら、どのように連携や役割分担をしていくか検討していく必要がある。